

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 5 月 定 例 会 ——

平成22年5月28日（金）

開 催 日 時 平成22年5月28日（金） 午後2時00分～午後4時03分

開 催 場 所 市役所5階505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長

内野雅晶教育部理事兼指導課長

有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）

阿部和生教育庶務課長

鶴巻好生学務課長

永田達也学務課長補佐

白倉克彦指導課長補佐

阿部裕生涯学習推進課長

小島淳生体育課長

深谷達中央公民館長

松原悦子中央図書館長

島川浩一教育部参事

谷口雄鷹指導主事

書 記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事

傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会5月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、荒畑委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（10）及び議案第8号から第11号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

ありがとうございます。

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会平成22年度第1回理事会について、及び（2）東京都市町村教育委員会連合会第54回定期総会について、私から説明いたします。

第54回定期総会に先立ちまして、理事会が開かれまして、そこにおいて昨年度の事業報告の歳入歳出決算の承認がされました。また平成22年度の事業計画、平成22年度予算の予算案が可決となりました。

それに基づきまして、5月24日月曜日、午後2時より自治会館において総会が開催されました。教育長、それから吉田委員長職務代理者、森井委員、私、それから阿部教育庶務課長で出席をいたしました。

理事会で決定され、承認されました、平成21年度報告歳入歳出決算などが承認されまして、平成22年度計画予算も滞りなく承認されました。特に理事会におきましても、総会におきましても、疑問を呈された点などはございませんでした。なお、表彰式も行われました。

また、会長が今年度よりあきる野市の当番となりまして、溝口勲夫委員長が会長となりました。事務局も、したがってあきる野市教育委員会が担当することとなりました。副会長が西東京市教育委員長、日の出町教育委員長となっております。

以上でございます。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）平成２２年５月１日現在の児童・生徒数について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（１）平成２２年５月１日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。資料No.2をごらんください。

これは、基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めまして、９，２９７人、学級数は３２３学級でございます。

昨年と比較しまして、全体で児童数が３５人の減、学級数は３学級の増となりました。

このうち通常学級は、児童数９，１８４人、２８７学級で、４２人の減、学級数は１学級の減となっております。

また、特別支援学級は、児童数１１３人、学級数は通級学級の１９学級を含めて３６学級で、昨年に比べ、児童数は７人の増、学級数は４学級の増となりました。

次に、中学校でございますが、特別支援学級の生徒を含めまして、生徒数は４，１１４人、学級数は１２６学級で、昨年度に比べ、６６人、３学級の減となっております。

このうち通常学級は、生徒数４，０４２人、１１２学級で、６４人の減、学級数は３学級の減となっております。

また、特別支援学級は、生徒数７２人、学級数は通級学級の３学級を含めて１４学級で、昨年に比べ、生徒数は２人の減、学級数の増減はございません。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）平成２２年度小平市立小・中学校移動教室の実施について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（２）平成２２年度小平市立小・中学校の移動教室の実施についてを報告いたします。資料No.3をごらんください。

お手元に各学校別の実施予定表を配付してございますが、小学校につきましては、実施期間は、５月１９日の小平第十小学校から７月５日の上宿小学校まで、いずれも２泊３日の予定でございます。

実施場所につきましては、小平第三小学校、小平第七小学校、小平第九小学校、小平第十一小学校、及び小平第十三小学校の５校が、学校行事の日程や児童数の関係等により、小金井市の清里山荘を利用して実施することになります。そのほかの１４校につきましては、例年どおり小平

市立八ヶ岳山荘を利用して実施する予定でございます。

次に、中学校の移動教室でございますが、第3学期に、長野県菅平で冬季スキー教室を予定しております。1月16日の小平第五中学校から、2月8日の上水中学校までの予定でございます。以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）小平市立小学校給食あり方検討委員会報告書（案）について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）小平市立小学校給食あり方検討委員会報告書について報告いたします。資料No.4をごらんください。

本報告書は、昨年、公募市民6人を含む「小平市立小学校給食あり方検討委員会」を8回開催し、学校給食の業務の効率的な運営体制、学校給食の現状及び今後の課題等について、検討された内容をまとめたものでございます。

内容といたしましては、小学校給食の歩み、小学校給食のあり方の背景のほか、検討内容を大きく「今後の小学校給食に求められる役割」、「給食の安全確保」、「給食の提供体制」の三つのテーマに分けて、検討課題ごとに、小学校給食の現状説明と、委員による検討内容を掲載しております。

なお、「給食の提供体制」につきましては、小学校給食の民間委託化について、各委員からの御意見を個別に掲載しております。

今後の予定ですが、検討委員会報告書を踏まえ、平成22年度中に方針を決定する予定でございます。

詳細につきましては、学務課長から説明させます。

○伊藤委員長

鶴巻学務課長、お願いします。

○鶴巻学務課長

それでは、小平市立小学校給食あり方検討委員会の報告書に基づきまして、説明いたします。

まずこの報告書、資料不足で送付できなかったことについておわびいたします。申しわけございませんでした。

それでは1ページをお開きください。はじめにでございます。

ここには検討委員会の概要についてを説明しております。「小平市立小学校給食あり方検討委員会」は、今後の小平市立小学校における学校給食のあり方についての、基本的な方向性を検討

するために、「学校給食の業務の効率的な運営体制」、「学校給食の現状及び今後の課題」に関することなどを検討事項として、平成21年9月1日に設置されました。

委員の構成でございますが、小学校長、小学校副校長、小学校給食栄養士・調理員、小学校PTA連合会理事長、小学校経営協力者及び学校経営協議会委員、児童の保護者、一般市民の15名でございます。

検討委員会は、平成22年3月までの6カ月間に、検討委員会6回、視察2回の合計8回にわたり開かれました。

次に2ページをごらんください。目次でございますが、報告書の全体の構成について御説明いたします。

報告書は大きく四つに分かれておりまして、一つは「小学校給食の歩み」ローマ数字のⅡとして、「学校給食のあり方検討の背景及び検討課題」でございます。この検討課題に基づきまして、検討した内容がローマ数字のⅢ「検討結果」でございます。そして最後ローマ数字のⅣでは、「検討のまとめ」として、三つのテーマの検討結果を要約しております。

このⅢの検討結果のところでございますが、大きくテーマが三つございます。テーマ1が今後の小学校給食に求められる役割、テーマ2が給食の安全確保、テーマ3が給食の提供体制でございます。

そしてテーマ1でございますが、二つの検討課題がございます。1が食育の充実、2が食器の改善でございます。

そして、その課題ごとに(1)で、現状といたしまして、事務局からの説明、それから委員として参加された校長、副校長、栄養士、調理委員からの補足説明が記載されております。

そして(2)として、検討内容・意見でございますが、ここでは現状における課題についての検討や意見を記載しております。

このように各課題ごとに現状を見て、それについての検討委員会での検討内容や意見を掲載するかたちで報告書ができております。

次に、4ページをごらんください。1、小学校給食の歩みでございます。昭和36年に小平市の小学校給食が開始されてからの、主な出来事を記載してございます。

4段落目のところには、今回の検討課題の一つに関連することが書かれております。読み上げますと、昭和60年には、当時の文部省体育局長から「学校給食業務の運営の合理化について」の通知があり、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法による給食業務の合理化検討の必要性が示され、小平市においても、昭和63年に小学校給食の一部民間委託についての提案をしています、ということでございます。

その次の段落では、平成17年に食育基本法が制定されたこと、また学校給食法の改定に伴い、現在、学校給食におきましては、衛生管理の徹底や食育の充実が求められています、ということに記載しております。

次に、5ページをごらんください。2の小学校給食のあり方検討の背景及び検討課題でございます。

平成20年度に、学校給食のあり方を検討するために、庁内に「小平市立小学校給食のあり方庁内委員会」を設置いたしました。そこであり方検討の背景として、四つ挙げております。

1として、各家庭の食生活の多様化や嗜好の変化、食文化そのものの変容などがあるということに記載しております。

2番目として、「食育基本法」の制定や、「学校給食法」の一部改正でございます。

3番目に、これら学校給食の目標を達成するための指導の充実や、食器、食材、食物アレルギー対応食など、給食の質的な見直しを、限られた条件の中で実施することが要請されていることでございます。

次に4番として、小平市改革推進プログラムに基づき、小学校の給食サービスの効率性の向上と質の充実を図るため、平成21年度までに検討を行い、22年度に方針決定する計画が示されているということでございます。

この庁内検討委員会ではこのような背景をもとに、先ほどテーマを説明いたしましたが大きくテーマを三つ挙げております。内容は先ほど説明したとおりでございます。

そして、この検討委員会では、小学校給食のあり方庁内委員会が出された検討課題を踏まえまして、検討していくということになりました。

次に、6ページをお開きください。このページ以降が検討結果でございます。

この報告書では先ほども説明いたしました(1)で現状を説明し、(2)で検討内容、意見を記載しております。検討内容、意見についてはわかりやすくするために、囲みとしております。

まずテーマ1、今後の小学校給食に求められる役割。1の食育の充実でございますが、まとめといたしましては、「食育基本法」の制定により、学校における食育推進体制の整備がより一層求められるようになってきております。栄養士、栄養教諭、調理員、養護教諭がかかわり、食育の推進を積極的に取り組んでおります。栄養士は食育の中心となるため正規職員の存在は大きいということが言われております。

次に、2番の食器の改善でございます。アルマイト食器にかわるものとして、強化磁器食器の計画的な導入が必要であるということでございます。そのためには保管庫の増設などの課題があります。

次に、9ページをごらんください。テーマ2、給食の安全確保でございます。検討結果は10ページにわたり掲載しておりますが、まず1の衛生管理でございます。文部科学省の学校給食衛生管理基準により、衛生管理の徹底を図っていきますということ、それから、衛生管理基準にある調理場のドライシステムの導入など、施設の改善に努力すべきであるということが言われております。

次に11ページでございますが、2番目、食材の調達（地場食材の利用）でございます。まとめは12ページでございます。「給食用物資基準書」に基づき、安心安全な食材調達を進めていきます。また、地元農産物の調達は、給食の重要な食材としてだけでなく、生産者との交流など食育においても効果的であることから、今後の促進に努めますということでございます。

次に、3の食物アレルギー対応でございます。食物アレルギーのある児童も他の児童と同じように給食を楽しめるように、きめ細かな対応を行っておりますが、対応に要する負担が大きくなっていることから、組織体制や、教育委員会の支援について検討をしていくことが必要であるということでございます。また、子供のことを一番理解している保護者への協力も必要であるという内容でございます。

次に14ページでございます。テーマ3、給食の提供体制でございます。1の給食室の設備でございますが、大型給食備品につきましては、引き続き計画的に入れかえを行っていくということでございます。

2職員の体制でございます。調理員、栄養士のことが書かれております。学校給食の充実及び食育の推進を図るには、栄養士は重要な存在であることから、栄養士の配置のあり方について再検討をする必要があります。それから、調理員は、技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針に基づき、正規職員の退職不補充を行っておりますが、正規職員の減少により、現在の調理技術の維持、向上ができなくなるという意見がありました。

次に16ページの3、調理業務の外部化として、調理業務の民間委託についての教育委員会からの提案と検討委員会での意見でございます。ここでは先ほども教育長の方から説明がありましたが、ページで言いますと18ページ以降におきまして、この課題につきましては重要なこともありまして、各委員からすべて意見を伺っております。この調理業務の委託については、条件つきで賛成、また反対という意見が出されているところでございます。

以上が、報告書の説明でございます。

今後の予定でございますが、この報告書を踏まえまして、平成22年度中に、小学校給食あり方検討につきまして方針を出していく予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（4）平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（4）平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についてを報告いたします。資料No.5をごらんください。

本調査は文部科学省の調査で、暴力行為、いじめの状況及び不登校の状況等について、例年4月に調査を実施しております。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、お願いいたします。

○内野教育部理事

それでは資料に従いまして、御説明いたします。なお、表の中の括弧の数値は、平成20年度の数値でございます。

はじめに、大きな1番、暴力行為の発生状況の総括表です。中央の部分の発生件数を見ますと、小学校では6件、中学校では41件発生しております。以下の1から4の表が内訳でございます。

まず1の対教師暴力でございますが、中学校で1件ございました。

2の生徒間暴力の状況でございますが、この件数は生徒同士のけんかなどで、双方が相手を殴った場合や、一方的に暴力を加えた場合の数値となります。小学校では学校内で3件、また学校外で2件ございました。中学校では平成20年度は、学校内で5校で20件ございましたが、平成21年度は、6校で17件、学校外で6件ございました。3の対人暴力につきましては、中学校で3件発生しております。

次に4番目、器物損壊の状況ですが、小学校で1件、中学校で14件発生しております。暴力行為全体といたしましては、平成20年度と比較して、学校内での生徒間暴力の状況が小・中学校ともに増加傾向にあることから、生活指導面での指導を徹底させるほか、人権教育や、道徳の授業などにおいても、自他を大切にす教育の充実を図ってまいります。

次に裏面になります。大きな2番、いじめの状況でございます。

1のいじめを認知した学校数、認知件数でございますが、認知した学校数は小学校で12校、中学校では8校、認知件数につきましては、小学校で27件、中学校で33件となっています。中学校においては15件の減少でございます。

2のいじめの現在の状況についてですが、平成21年度は60件中34件が解消しております。

3のいじめ発見のきっかけについてでございますが、当該児童生徒の保護者からの訴え、また学級担任の発見が多くを占めております。いじめ発見のきっかけとして、中学校においては、当該生徒と保護者からの訴えが多いことが特徴的でございます。

4のいじめられた児童・生徒の相談状況についてですが、「学級担任に相談」、「保護者や家庭等に相談」、「学級担任以外の教職員に相談」の順になっております。

5のいじめの態様は複数回答でございますが、小・中学校ともに「冷やかしやからかい」、「悪口やおどし文句」、「いやなことを言われる」がもっとも多く、合計で52件となっております。小学校においては、昨年度より8件の増加でございます。

6の、学校におけるいじめの問題に対する対応についてですが、いじめが発生したかどうかにかかわらず、各学校でどのような対応が行われているかということについて調査したものでございます。それぞれの学校で職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間の共通理解を図ったり、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げる指導を行ったりしております。また、スクールカウンセラー、相談員、養護教諭をはじめ、各教員が積極的に児童・生徒の個別相談に当たっております。

また、いじめは絶対に許されない行為であり、その対応につきましては、人権教育の推進を中

心におき、家庭との連携を深めるとともに、教育相談やスクールカウンセラーなどを活用し、学年や学校全体として、組織的に取り組むことが重要でございます。引き続き各学校における適切な対応について指導してまいりたいと思います。

最後に大きな3番でございます。不登校等の状況等についてです。この調査結果は、平成21年度内に年間30日以上を欠席した不登校児童生徒のものでございます。改めて不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを言います。ただし、病気や経済的理由によるものは除いております。

2の学年別内訳をごらんください。小学校は不登校児童の総数が49人となり、若干でございますが、昨年度より減少となりました。中学校では前年度と比べまして、3年生の生徒が多くなっております。不登校生徒の出現率ですが、小学校では全小学生9,226人の0.5%となり、前年度と比べ、0.03ポイントの減少となっております。

また中学校では、全中学生4,106人に対しまして、3.19%となり、前年度と比べて0.16ポイント増加しております。

次に、3の不登校児童生徒の指導結果の状況ですが、小学校では指導の結果、登校する、またはできるようになった児童が、49人中15人と、30.6%の児童が学校に復帰できております。また中学校では、131人中29人、22.1%になりますけれども、学校に復帰できております。

不登校につきましては、各学校においてきめ細かい対応を進めるとともに、教育相談室の相談員やスクールカウンセラーなどの専門的な知見の活用を図り、あゆみ教室を中心とした関係機関との連携を強化したネットワークづくりを引き続き進めてまいりたいと考えます。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）小学校特別支援教育総合推進計画検討委員会委員の決定について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）小平市特別支援教育総合推進計画検討委員会委員の決定についてを報告いたします。資料No.6をごらんください。

平成22年5月1日施行の小平市特別支援教育総合推進計画検討委員会設置要綱の第3条にございます委員20名についてでございますが、去る平成22年5月6日の小平市特別支援教育総合推進計画検討委員会公募委員選考審査会において、8名の公募委員が選考されましたことを受け、すべての委員が決定いたしました。

検討委員会は、平成23年3月31日までに5回の開催を予定しており、特別支援教育の現状

及び今後の取り組みに関することなどを御検討いただきます。

今回、決定しました委員につきましては、資料No.6のとおりでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）平成21年度小平市立公民館事業実績について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）平成21年度小平市立公民館事業実績についてを報告いたします。

事業につきましては、資料No.7にまとめてありますので、資料1ページをごらんください。概説について説明いたします。

まず、学級・講座でございますが、75コース、回数といたしましては、679回実施いたしました。講座への応募状況は、2,708人、受講者数は1,997人で行いました。

主なものとして、家庭教育、子育て支援の講座は、121回、受講者205人、パソコン講座は、応募者数が763人で受講者数は502人で行いました。

また、出前映画会は福祉施設等に出向き、延べ20回実施し、1,312名の方にごらんいただきました。

そのほか「概説」のとおりでございますが、このほかの実績といたしましては、公民館まつり、講演会、映画会、音楽会などを開催し、市民の活動の場を提供したところでございます。

なお、昨年度は公民館創立60周年記念事業としてコンサートを開催し、参加者数は134人で行いました。

全施設の利用者数といたしましては、53万3,519人で行いました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（7）平成21年度小平市立図書館事業統計について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）平成21年度小平市立図書館事業統計についてを報告いたします。資料No.8をごらんください。

前半1ページから20ページまでが蔵書・利用及び各事業の統計でございます。平成21年度の年間貸出資料数は、20年度より3万点ほど増加し、約163万点となりました。中央図書館

での貸出資料数が2万3,000点、喜平、大沼図書館での貸出資料数がそれぞれ5,000点、増加したことが大きく影響しております。所蔵資料数は119万6,000点ほどで、昨年度より約6,400点減少しておりますが、汚破損本、副本の除籍を積極的に行ったことによります。予約件数は、インターネットからの受付が開始されて以来増加が続いており、21年度も約2万件ほど増加し、約24万9,000件となりました。

後半21ページ以降が、講演会・講座・夏休み家族一日図書館員・展示等の行事統計となっております。

予定した事業は、いずれも計画どおり実施いたしました。

そのほか資料にはございませんが、すべての子どもが読書に親しむ環境整備と施策の実現を図るため、「第2次小平市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

また、施設につきましては、西部市民センター防火設備改修工事が行われました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（8）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（8）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.9のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、19件でございます。

最初に、受付番号（7）。こちらは例年承認しております。

次に、受付番号（8）。事業名、全国学校飼育動物研究会2010年夏ワークショップ「学校での動物飼育の基礎」と「実習ふれあい事業」。こちらは今回初の承認で、事業内容は小学校教員等を対象に学校での動物飼育について、飼育のあり方等の講義、実習を行うものです。

次の、受付番号（9）及び（10）は例年承認しております。

次の、受付番号（11）。事業名、ファミリーサマーフェスタ2010。こちらは今回初の承認で、事業内容は演奏を通じて子どもの人格形成によい影響を与え、音楽を楽しむ習慣を定着させようというものです。

次の、受付番号（１２）は例年承認しております。

次の、受付番号（１３）は、平成１９年１０月にも承認しております。

次の、受付番号（１４）から少し飛びますが、（１９）までは例年承認しております。

次の、受付番号（２０）は、平成２１年４月にも承認しております。

次に、受付番号（２１）から（２３）までは例年承認しております。

次の、受付番号（２４）。事業名、日本学校教育学会第２５回大会。こちらは今回初の承認で、事業内容は文部科学省関係者による公開シンポジウムや、研究発表が行われるというものです。

終わりに、受付番号（２５）は、平成２１年５月にも承認しているものです。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（９）事故報告Ⅰ（４月分）について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（９）事故報告Ⅰ（４月分）について、報告いたします。

４月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.10のとおりでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、お願いいたします。

○内野教育部理事

それでは、事故報告Ⅰ（４月分）について、資料No.10に基づき、御報告させていただきます。

前回の定例会では、歯と目のけがが多いと御報告いたしましたが、今回も歯が２件、目が４件発生しております。

それでは、歯と目のけがを中心に御説明いたします。

①についてです。教室の入り口付近で遊んでいた際に、友達の水にひっかかり転倒したものです。手をついて顔面を保護しようとしたのですが、よけきれずに、床に打ちつけております。前歯１本を脱臼、またほかの１本は欠けてしまい、とりあえず治療は終わっておりますが、経過の観察が必要だということでございます。

②についてです。中休みに、自由帳に絵を書いていた際に、丸くなった芯を自分の鉛筆削りで削っていた際に、芯が折れ、目に飛び込んだというけがでございます。こういうことも起こってしまうのだと思わせるけがでございます。角膜の傷は約１週間で完治いたしました。

④についてでございます。給食準備中のけがでございます。机を寄せ合ってグループで給食を

準備する場面で、教室の壁とイスの間隔が狭かったために、他の児童が通ることができず、イスを押したところ座っていた児童がイスから滑り落ち、机の端に歯をぶつけたものでございます。乳歯であったということもありますが、抜歯することになりまして、関係者間での謝罪が適切に行われているということでございます。

⑤についてでございます。清掃時間中のけがでございます。ほうきを振り回していたということとは、これは掃除ではございませんで、アイスホッケーのような遊びをしていたということでございます。左目にほうきの柄が当たってしまいましたが、養護教諭が速やかな冷却措置を行ったり、また発生25分後には既に眼科を受診していたなど、対応が適切であったこともあり、1回の通院で完治いたしております。

⑦についてでございます。校内の行事で演奏するために準備している際に、鍵盤ハーモニカの吹き口がほかの児童の頭に当たってしまい、5ミリほど切れたというものでございます。これも通院1回で完治しております。

⑧についてです。どれくらい遠くまで飛べるかと、鉄棒遊びをしていたところ、手を離すタイミングを誤ってしまい、後頭部から落下し、後頭部を打ったものでございます。病院も受診しておりますが、落下した場所が砂場であったこともありまして、1週間の経過観察もいたしました。完治しております。

⑨についてでございます。休み時間にふざけあっていたところ、けんかのように本気になってしまい、ほおを叩きあってしまったものでございます。左眼の下のほおがはれたため、念のため眼科を受診しておりますが、目のけがはなく、経過観察も1週間行いましたが、はれも完治しております。

⑩についてでございます。ラグビー部の部活動中のけがでございます。御案内のとおりラグビーボールは、けり方によって思わぬ方向に飛ぶことがございます。このけがもミスキックをしたことにより、ほかの生徒の左目にボールが当たってしまったものでございます。1週間通院いたしましたが、完治しております。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。

○吉田委員

資料No.8、平成21年度小平市立図書館事業統計の、ページ数で言いますと、5ページです。この統計を拝見いたしますと、利用者の数が年齢別に表されております。そこで13歳から15歳、16歳から18歳、19歳から22歳、ここの年代が非常に少なくなっているのです。これは大体中学生、高校生、大学生といったところだと思えるのですけれども、これをどのように受けとめ、今後どのような形で、こういう年代の方たちに本をたくさん読んでもらう、あるいは図書

館を利用してもらうということを考えておられるか、また検討されているかということをお尋ねしたいと思います。

○松原中央図書館長

こちらの年代についてですが、確かに比較をいたしますと、ほかの年代に比べて少なくなっております。13歳から15歳中学生、16歳から18歳高校生なのですが、図書館では中高生を対象といたしまして、ティーンズコーナーというのを設けております。そちらのところでこの年代にふさわしい、また読んでほしい、興味のありそうなものを集めており、展示もしております。

ただ、それだけではなかなか、待っているだけではということもございます。今、特に中学生につきましては、学校図書館との連携もかなり進んでおります。学校図書館協力員さんを通して図書等、読書に関心を持っていただくということもしております。

昨年度は協力員さんが研修の場で中学生に向けて「My Favorite Books～誰がなんといってもこの本が好き～」という、いろいろなお勧め本のリストを作成し、置いたところでした。そのようなことを通しまして、中学生に向けては読書活動の推進をということでアピールしていきたいというふうに考えてございます。

また、大学生については、その年代になりますと、なかなか図書館の方での呼び込みというのも難しいと思いますが、資料の充実、こちらの方をより図ってまいります。さらに、中学生と高校生に役立つ資料というものを、私どもの方でもなるべくチェックをしながら、それらについて新着案内ですとか、ホームページを活用した本の案内ですとか、いろいろと本の紹介等、読書に親しむ環境をつくってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

第2次子ども読書活動推進計画も策定されて、実施に移っていることと思いますので、それとあわせて推進していただきたいと思います。

ほかにもございますでしょうか。

○荒畑委員

教育長報告事項（2）平成22年度小平市立小・中学校移動教室の実施について、というところで二、三、質問いたしたいと思います。

その実施地域のところに、小平第三小学校、小平第七小学校、小平第九小学校、小平第十一小学校、小平第十三小学校が、小金井市立清里山荘へ移動教室を実施、その他の14校は小平市立の八ヶ岳山荘を利用すると書いてございますが、まず、その小金井市立清里山荘を利用することにつきまして、今まで、また今後とも施設を利用することについては抵抗はないのでしょうかということが、一つ。

それから、もう一つは先ほど教育長の御説明で、日程、児童数の関係によって実施期間をいろ

いろ分けたというお話を伺ったのですが、これでいきますと実施期間が5月19日から7月7日までの期間となっておりますが、その期間についてももう少し広げて、小平市単独で八ヶ岳山荘だけを利用して、そういった移動教室を実施することが可能なかどうか、ということをお聞きしたいと思います。

それと中学校のスキー教室において、小平第一中学校から小平第五中学校までは、3年生がスキー教室を実施しているのですが、小平第六中学校、上水中学校、花南中学校については実施学年移行のため、1年と2年で実施するとありますが、この3校については実施学年を移行する理由があるのでしょうか。そんなに難しいことではないのですが、素朴な疑問ということでお尋ねしたいと思います。

○鶴巻学務課長

まず、移動教室5校が小金井山荘ということですが、それに対し、抵抗がないかということですが、まず教育委員会、市といたしましては、小平山荘が現在あるわけですので、できればそちらを利用した方が費用の関係もあってよろしいわけでございます。

ただし、先ほど、日程、人数ということも御説明いたしました、それと2番目の質問ともかわってきますが、以前は移動教室を1学期と2学期で実施しておりました。それが運動会の日程等の関係で、移動教室については基本的には1学期に行うということになりました。それがあってから、日程上、移動教室の実施日が重なることもありまして、小金井山荘を利用せざるを得ないような日程となっております。

それから学校側からいたしますと、小金井山荘はできた時代が新しいものですから、委員の皆さんも、視察されていらっしゃるかと思いますが、施設的には小金井山荘の方が整備が進んでいますので、学校の方からは小金井山荘を利用することに対して反対の意見は出ていないところでございます。

それから、2番目のスキー教室の学年移行については、ちょっと調べてきていませんので、後でお答えいたします。

○伊藤委員長

八ヶ岳山荘への視察は、荒畑委員は残念ながら、御都合悪くいらっしゃいませんでしたが、視察された委員の方々いかがですか。吉田委員。

○吉田委員

昨年視察させていただきましたけれども、管理人さんが細かいところまで手を加えていただいて、山荘の中が非常に利用しやすいような状況にはなっていると思います。

今おっしゃったように、小金井の方は確かに新しく、立派な建物ですので、子どもたちはどちらかという、そちらに泊まれることを喜ぶのではないかと思います。

○森井委員

今、吉田委員がおっしゃったように、私も視察させていただいて本当に管理人さんのすばらしく行き届いた手入れには感心したのですけれども、中には生徒児童数が多いということで小金井山荘の方にしか行くことのできない小学校があるとのことで、本当に残念なことです。老朽化も進んでいますので、十分に児童を収容できるだけの、立派なものに建てかえていただきたいと思いました。

○伊藤委員長

では別の件でご質問、ご意見ございませんか。

○森井委員

教育長報告事項（４）平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告の中の、不登校の状況等についてというところでお伺いしたいと思います。

学年をまたいで、不登校の状況が長期化している生徒がどれほどいるのかということ、また小学校から不登校傾向にあり、中学校までそれが続いている等の生徒さんがいらした場合の、小中の連携についてどのように対応されているのかということについて、お伺いしたいと思います。

○谷口指導主事

学年をまたいでの不登校傾向にある児童生徒が、そのまま翌年も続いて不登校になっているかということにつきましては、多くのケースがそのようなことになっている傾向もあります。やはり長期化している生徒もいまして、年度が新しく始まるいいきっかけで、スタートがちょっと掴みきれなかった、というような生徒も中にはおります。

それから、小・中学校間の連携につきましては、基本的には学校の教員同士がそういった子どもたちの情報交換を行うことで円滑に接続が図られるようにされています。

○伊藤委員長

小学校と中学校の連携についてはいかがでしょうか。

○谷口指導主事

小学校の6年生の担任の教員が、中学校の先生方と情報交換の会を設定することで、そういった、なかなか学校に行きにくい児童・生徒の支援の方法について、これまで小学校でこういったことをやってきました、ここが課題なのですよというような情報交換を行っております。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

阪本教育長。

○阪本教育長

今、教員の連携の話が出ましたが、この不登校等につきましては、どの校長、副校長に聞きましても、かなり細かく一人一人のお子さんの状況、取り巻く環境につきましても把握しておりますし、非常に苦慮しながらも学校を挙げて努力しているという現状です。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

これに関連してほかにございますか。

○吉田委員

6番目の、学校におけるいじめの問題に対する対応のところでは、この一番上に職員会議を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図ったというところでございますが、これは全部の教職員が、当然ながらわかっていなくてはいけないことだと思うのです。この数値を見ますと、全校ではないのかなという感じもするのですが、これはいかがなのでしょう。

○内野教育部理事

これは複数回答ということでございますが、意識しなくても私は当然やっているものであると認識しています。ですから、ここでは本当は全校がカウントされていなければいけないものだと思います。

これまで、再三にわたり学校を指導している基本的な考え方として、いじめはこの学校でも起こり得るもの、ということをご指導してきておりますので、改めてこの数字は全校でなければいけないと思います。

○谷口指導主事

これは確認ですが、括弧書きの中の19と8は学校数ではなくて件数です。ですので、小学校では19件、中学校では8件、平成20年度にはあったということになります。そして平成21年度には、小学校が18件、そして中学校は15件ということになります。

○伊藤委員長

対応件数ということですね。

○谷口指導主事

そうです。職員会議等で共通理解を図った回数というふうに、お考えいただければよろしいと思います。

○伊藤委員長

この件に関連しまして、先日、狛江の中学校で自殺がありました。それから2月には清瀬の中学校でやはり自殺があったわけですが、それを受けて東京都教育委員会から3月3日付で、それに対応するようという通知がきたと思います。その中で自殺防止に向けての校内研修を年度内に、要するに平成21年度内に行うようということがあったようですが、それは小平市ではきちんと行われたのでしょうか。

○島川教育部参事

都からの通知を受けまして、小平市教育委員会でも緊急に研修を実施するようという通知を出したところでございます。中学校においては8校全校が3月中に実施をしております。小学校におきましては、4月に実施したところも含めて19校全校が実施となっております。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

それからまた施設面のことですが、自殺に至る経緯、それから原因は複雑なものがあると思いますが、防ぐべきこと、対応すべきことはすべて対応しなくてはいけないという姿勢のもとであれば、その施設面の配慮という、死角になる部分とか、危ない部分ということも点検の必要があるかどうかと思います。

また、これは自殺ではなく事故でしたが、茨城県の高校で手摺から転落して、負傷するという事故がありました。それは築35年で、海岸に近く潮風の影響を受けていたので腐食がより進んだという事実もあるでしょうけれども、そういった、施設面での危険箇所がないかどうかという点検はどの程度行われているのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

狛江の場合は、新聞報道によりますと、手摺といいますか、窓のさくといいたいでしょうか、その部分がちょっと低かったという、1メートルくらいの高さだというふうに報道されております。法令では1メートル10の高さがあればいいわけですが、私どもも、児童・生徒ということにかんがみまして、改めて危険な箇所がないかどうか、点検を始めているところでございます。

また学校においても、そのような通路部分のようなところ、あるいは死角のようなところについては、留意してほしいというお願いをしているところでございます。

あと腐食につきましても、こちらは定期的な点検、もちろん法定点検はやってございますが、学校につきましても定期的な点検を行うようというところで、例年お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

○鶴巻学務課長

先ほどの荒畑委員からの御質問で、スキー教室の実施学年の件でございますが、平成18年度からキャリア教育推進ということで、職場体験を中学2年生で実施することになりまして、実施時期がスキー教室の時期と重複することから、平成20年度から平成22年度までの3ヶ年の計画で、スキー教室の実施を2年生から1年生へ移行してきております。

平成20年度は、小平第二中学校と小平第三中学校で、1年生で実施。平成21年度は、新たに小平第一中学校と小平第四中学校と小平第五中学校の1年生で実施しました。平成22年度は残りの小平第六中学校と上水中学校、花小金井南中学校でも1年生で実施するという内容でございます。

備考欄に書いてありますが、この実施学年移行のため、移行年度においては1年生と2年生で実施することになるものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいですか。ありがとうございました。

ほかの件で御質問、御意見、あるいは御感想等がございますか。

○荒畑委員

同じように、森井委員がお尋ねした、教育長報告事項（4）なのですが、調査報告の中の4のところに、「いじめられた児童生徒の相談状況」という事項がございます。先ほどの御説明でも言われておりましたように、小学校も中学校も児童生徒がいじめられた相談状況の場合に、学級担任と保護者や家族に相談するというのが断トツに多いのですが、平成20年度と平成21年度を比べますと、平成21年度につきましては学級担任以外の教職員に相談したり、スクールカウンセラー等の相談員に相談したり、さらには友人に相談したり、そういった形がすごく増えてきております。学級担任だけ、あるいは保護者だけという形から少し分散してきているのは、非常に学級担任の負担が少なくなるということで、あるいはいろいろな問題も解決するために御検討されたとは思いますが、やはりスクールカウンセラーまたは養護教諭とか、みんなでそういった児童生徒の相談に乗っているということで、今後もそのような状況をより強くしていただきたいと思います。

○伊藤委員長

よろしく申し上げます。

ほかにごございませんか。

○吉田委員

資料No.4、小平市立小学校給食あり方検討委員会報告書を、先ほども鶴巻学務課長がおっしゃいましたが、本日いただいたもので丁寧にまだ中を読むということではできなかったのですが、詳しく御説明いただき、細かいところまで検討されているということは良くわかりました。

その中でページ数で言いますと、11ページ、食材の調達で地場食材の利用というのがございます。この利用率を見ますと、年々増加はしておりますけれども、平成20年度で7.1%、決して多い数だとは思えないのです。ですからこれをさらに、20%、30%というような形に持っていただければいいなと考えているのですが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○鶴巻学務課長

資料では昨年度の委員会でしたので、平成20年度までしか載っていませんが、平成21年度は若干上がっていたと思います。そして、地場産の農作物を利用する方法を推進してきたわけですが、平成21年度に各校で地場産のものを使った場合に、補助金が出るという制度がございまして、それを利用してかなり伸びている学校もございます。3年間の事業でございすけれども、平成21年度と平成22年度は伸びていくのではないかと思います。

それから、各学校と農家さんとの関係で農作物をうまく入れている学校もあれば、なかなかつながりがないという学校もありまして、そういうところにつきましては、野菜組合というものを通じて納めていただくことができる体制を整えております。

栄養士さんが、献立をつくっていきますので、その方の意識が一番重要だと思うのですが、昨年は年1回の会議でございましたが、今年は各学校の栄養士さん全員の方に来ていただいて、3回ほどに分け、地場野菜を活用していただくための会議を開いていくこととなります。先日、第1回の会議がありました。各学校も、例えば朝の時間に、例えば決まった時間以内に来てほしいとか、そういう話もあります。ですから、各学校が給食の担当者としての意見をそこで出してもらって、またその場には農協さんも出席しておりましたが、それぞれがうまくマッチするような形で進めていきたいという話になっております。農家の方も、できればどんどん進めていきたいということでやっておりますので、少しずつ地場野菜の利用が増えていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

この給食のことに関して。森井委員。

○森井委員

同じく、12ページの食物アレルギー対応というところを、見せていただきまして、食物アレルギーのある児童にも、ほかの児童と同じように給食を楽しめるようにという配慮をしていただ

いているのは、本当にありがたいと思います。中学校の方ではどうなっているのでしょうか。

○鶴巻学務課長

今回の委員会は小学校の給食のことですので、そこには資料は添付しておりませんが、中学校のことも委員会で話はありました。小学校と違うのは中学校はセンター方式でございますので、個々の学校について、個別に対応することはなかなか難しいところでございます。

ただ、ある程度考えて行っていることとしては、例えば肉がだめなお子さんがいるということを考えてカレーのときに、あるときはチキンカレーにするとか、そういうような対応はしております。

それから、これは特に小学校のときはある程度対応ができていたところ、中学校にいったときに、若干違うということで、例えば小学校のときには、食材によっては自宅からお弁当を持ってくるというケースもあるわけでございますが、そういったときに温めてあげるというようなことを小学校ではやっていたと。それは各学校の対応になりますけれども、できる範囲で中学校でも対応できればと思います。

○森井委員

小学校給食あり方検討委員会の報告から小学校に通っている児童に様々な対応をしていただいていることが分かり、大変ありがたいのですが、先ほどの不登校のときにも出ましたが、小学校のときだけよければいいということではなく、やはり中学校に送り出すときに、小学校でのきめ細やかな対応を連絡事項として申し送っていけば、その子どもも、保護者の方も安心なのではないかと思います。

○鶴巻学務課長

給食の供給システムの違いでなかなか難しいことがございますけれども、小学校での児童の様子が、中学校に行ったときにちゃんと伝わるようなことを、給食だけではないと思うのですが、いろいろな面でうまく伝わっていくようなことを考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

以前に、このあり方検討委員会についての概略について、保護者に通知をお配りしましたが、それに対する御意見等は直接教育委員会、あるいは学校を通して届いたものがありますでしょうか。

○鶴巻学務課長

この委員会で、まだ1回しか出していないのですけれども、特に大きな反響と申しますか、御質問はなかったと聞いています。

以上です。

○伊藤委員長

そういった声を受付する、担当はどちらですか。

○鶴巻学務課長

教育委員会の学務課になります。

○伊藤委員長

そうしますと、1件でも2件でもきたかどうか、わかりませんか。

○鶴巻学務課長

なかったと聞いています。

○関口教育部長

補足させていただきます。鶴巻学務課長は4月以降着任しておりますので、3月以前に何回か保護者向けに通知をしております。さらにホームページにもアップしておりますが、それらに關しましては、特段御意見といったことはなかった状況でございます。

ただ、議員さんを通じて保護者の方が、小学校給食で今どんなことを検討されているのかという、話を聞きたいという方がいらっしゃいました。そういう方たちに対しては、学務課と私の方で対応させていただいたところでございます。

また、この報告書が非常にタイトなスケジュールで、なおかつ15名という大人数の委員さんでして、事務局の原案に対していろんな御意見、御要望がございまして、残業をしながらやっとまとめ上げたところでございます。

今後、教育委員会を經まして、今月の31日の幹事長会議に御報告をさせていただく予定です。

私どもこの報告書に關しましては、まず保護者の方にできるだけよく読んでいただいて、小学校給食の現実を知ってほしいということと、検討委員会でどんなことを検討されて、どんな意見が出たのかというのを、できる限りホームページにもアップをいたしますので、御理解いただければと思っています。

また、この検討委員会というのは意思決定とか方向性を定めるものではございませんので、検討事項に対してどういった市民の方が御意見をお持ちなのかということを知っていただければと考えております。

それから、もう一点ございまして、今日お示しさせていただきましたが、もう少しよりわかりやすいように、専門的な言葉に關しては注意書きをつけるなどいたしまして正式に製本ができましたら、また再度配布させていただければと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

議会で報告の日程から逆算して本日の教育委員会に提出ということで、本日いただくことになったということは理解いたしました。非常に保護者、地域の方の関心の高いというよりも、強いことですので、私ども教育委員としましても、報告事項といえどもそのまま済ますわけにいかず、私も先ほど控え室で委員の皆さんに、意見や感想を言ってくださいと申し上げました。これからも情報をよく周知し、それからよく意見を受け取るという、双方向性が非常に必要だと思います。そのような中で私どもとしても大いに理解を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

報告事項について、ほかにございませんでしょうか。

小平の今回の事故報告には関係ないのですが、先日、西東京市の小学校で理科の実験時に、過酸化水素水に二酸化マンガンを触媒として混ぜて酸素を発生させるという6年生の実験で、5%の過酸化水素水を混ぜるべきところを30%のものを混ぜてしまって、爆発が起きたという事故がありました。その教諭は5%のを用意しておきながら、隣にあった30%のを使ってしまったというようなことが報道にもありましたけれども、この事故から、例えば用意したものの表示の仕方とか、それから複数の目の点検とか、学ぶところもあるかと思っております。

理科の授業に関しての安全性の徹底というものが、教科書採択がこれからありますが、どんな教科書を使おうとも現場の意識というものが重要だと思います。これに関してその事故をきっかけといたしまししょうか、今年度になってから小平市として徹底したことなどございますでしょうか。

あるいは、最近では実験を経験してこなかった世代の教諭が多いということも聞きます。実験の研修などは行っておりますか、あるいは予定されておりますでしょうか。

○島川教育部参事

まず事故に対する対応でございますが、都からの通知を受けまして、市としても新たに注意喚起の通知を行ったところでございます。内容といたしましては、繰り返しにはなりますけれども、教師は予備実験、実習を確実にを行うこと。そして今回の事故を受けまして、容器には試薬の名称や濃度を明確に表示することなど強調して、通知を出したところでございます。

実験の研修につきましては、夏に理科の特別研修を予定しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは以上で、(1) から (9) までの教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○伊藤委員長

次に、協議事項(1)平成22年度小平市教育委員会表彰についてを議題といたします。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項(1)平成22年度小平市教育委員会表彰についてを説明します。資料No.12をごらんください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功労のあった方に感謝状、または表彰状を贈呈するものでございます。

内訳としては、感謝状につきましては、校長・副校長退職者5名、社会教育委員8名、公民館運営審議会委員11名、青少年委員4名、体育指導委員8名、学校医4名の合計40名でございます。

また、表彰状につきましては、小平市教育研究奨励費受給者53名、小平市特色ある教育活動推進校3校、小平市立学校研究推進・協力校4校、「第10回インターネット活用教育実践コンクール」受賞1校、学校安全に貢献しているボランティア団体等10名、12団体の、合計63人、12団体、8校でございます。

なお、表彰式は6月25日を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

このことにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては提案どおり了承ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

では次に、協議事項(2)仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針案についてを議題といたします。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項（２）仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針案についてを説明いたします。資料 No.13 をごらんください。

小平市第3次長期総合計画・前期基本計画における施設事業として掲げた、仲町公民館及び仲町図書館の合築による建替えについて、庁内で協議・検討した結果を踏まえて、方針案をまとめたところでございます。

現在の2施設を合築いたしまして、複合的に使用する施設として、地下1階、地上4階建ての施設を建設する予定でございます。

建替えに伴う施設の基本コンセプトは、「人と情報の出会いの場」とし、双方の機能を有効に生かし、相乗効果と従来の機能に新たな機能を加え、規模的にはコンパクトとはなりますが、多様な市民が集い、多機能感やゆったり感のある施設づくりを目指すものでございます。

今後の予定は、5月31日の幹事長会議に報告した後、6月から方針案に対するパブリックコメントを行い、その後、設計業者の選定及び決定手続に入り、基本計画の段階で、住民説明会を開催いたしまして、今年度末までに基本設計を完成させてまいります。

詳細につきましては、松原中央図書館長から説明させます。

○伊藤委員長

松原中央図書館長、お願いいたします。

○松原中央図書館長

それでは、「仲町公民館・仲町図書館建替えに係る方針案」について説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

まず第1、基本的な考え方でございます。

現在の2施設を合築した複合施設として建替えを行い、双方の機能を維持しつつも、特徴ある機能をもたせるとともに、施設の多目的利用を図り、より効率的なサービスの提供を目指します。

具体的には3点ございます。

まず1点目、公民館は「人」と、図書館は「情報」との出会いの場であることから、基本コンセプトを「人と情報の出会いの場」としています。

コンパクトな施設とはなりますが、双方の資源を生かすことや新規機能を加味することで、より多様な市民が集い、多機能感のある施設づくりを目指します。

2点目は、建設敷地ですが、延べ床面積を大きく確保できる仲町図書館敷地といたします。第3分団詰所につきましては、施設を移転・更新し、地域防災の推進を図ります。

最後に3点目ですが、公民館敷地につきましては、リニューアルに係る財政負担の低減を図るため、売却いたします。

次に、第2施設の現状でございます。

仲町公民館は、公民館発祥の地であり、昭和46年に旧役場を建てかえ52年に改築しておりますが、老朽化が進んでおります。図書館は昭和50年に市内で初めて建設された図書館です。どちらも、現在の中央館が整備されるまで、中心館としての役割を担っておりました。

第3施設複合化の具体案でございます。

利便性の向上といたしまして、①プラウジングコーナーを活用した多目的スペースの整備。②講座室等を利用したボランティアの育成。③集会機能の提供。④部屋の相互利用や多目的利用の推進を図ります。また、施設の有効活用として、事務室などを共用化します。

従来機能の充実等につきましては、公民館は、防音設備や調理設備などの附帯設備の充実による利便性、快適性、安全性の向上を、図書館は、情報通信技術の導入の他に、特に学校図書館との連携推進館としての機能を充実させます。

4番、新しい施設の概要ですけれども、1階は共用スペースや多目的スペースとし、地下と2階を図書館が、3・4階を公民館が使用いたします。

第4その他としましては、配慮事項としまして、図書館の蔵書の移動と保管場所の確保及び駐車スペースの確保が必要となります。

今後の進め方でございますが、方針案に対するパブリックコメントを実施するとともに、説明会を開催し、地域住民や関係団体の意見も踏まえながら具体的なレイアウト等を決定していきます。

設計の手法につきましては、基本コンセプトを最大限具体化できる基本設計を行うために、公募型のプロポーザル方式を採用します。業者の実施体制や提案を審査し、すぐれた機能性とデザイン性を持つとともに、市民の満足度が高い施設づくりを目指すところでございます。

最後に、当面の日程でございますが、5月31日に議会に報告した後、6月にパブリックコメントを実施し、その後方針を決定した後に、業者選定手続を経て、住民説明会の開催をし、今年度中に基本設計をつくり上げていく予定でございます。

説明は、以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

このことにつきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

複合施設ということで大分新しい概念も打ち出されておりますが、感想でも結構でございます。

○吉田委員

これは従来どおり仲町図書館、あるいは仲町公民館といった名称をそのまま使われるのですか。それとも統合されるということで、何か新しい名称になるというようなことはございますでしょうか。

○松原中央図書館長

現時点におきましては、まだ具体的には考えておりません。市民から親しまれる施設づくりとして、建物のレイアウトや部屋の仕様を確定する段階等において、名称を市民公募により決める方法もあるかとは考えてございますが、現在のところは予定はしておりません。

以上です。

○伊藤委員長

ほかに、このことに対してありませんか。

ここから出発した図書館、公民館ということで、再出発という重要なところだと思います。最近の利用者の傾向というのでしょうか、ちょっとお伺いできたらと思うのですが。まず公民館、簡潔にお答えいただきたいのですけれども。最近の利用者の変化などありますでしょうか。

○深谷中央公民館長

最近の傾向というか、中心館として役割を果たしてきて以来、仲町公民館は部屋の関係が大小そろっておりますので、それなりの利用者数があります。どこも横ばい状態なのですが、利用者数としては、年間約3万3,000人くらいの利用がございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

図書館の方はいかがですか。松原中央図書館長。

○松原中央図書館長

仲町図書館でございますけれども、こちらは地区館の一であり、地区館の中では大体中庸程度の利用にはなっております。具体的には、平成21年度は平成20年度よりも若干貸し出し資料数が減っているわけですが、これは平成20年度に中央図書館が消防設備改修工事ですばらくお休みをした関係で、その利用者が仲町の方へ流れたのかなとは思っております。

利用者層についてですが、仲町図書館は、ほかの図書館と比較いたしまして、貸出の内容では一般書の貸出の割合が若干高く、児童書の貸出割合が低くなっております。これを利用者の年代別で見てみたところ、仲町図書館では一番多いのが男性では60代、70代、こちらの世代の方々が多くなっております。女性では40代、30代、このあたりの方々が多いというような年齢層の統計が出ております。

そのことから、例えば一般書の貸出が多いのですが、その中をまた見てみますと、文学が半分以上、また家事育児関係、こちらの方が12～3%ぐらいというような様子が伺えるところではあります。

いずれにしても、様子としたしましては、平日は、大体午前中は年配の男性が、午前と午後を通して3～40代の女性と小さなお子様連れが、午後になると、小学生が来るというような感じで、地域に密着した、安定した利用のある図書館となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございます。今のお話を伺っていると、公民館の機能と図書館の機能とを、両方うまく活用してくださる地域の方々のありようが見えてくるような気もするのですけれども。今、小川西と、津田と、大沼が公民館と図書館が同じ屋根の下にあるものの、相互に、例えば公民館の講座に図書館の資料を提供するとか、あるいは公民館側がこういう講座を連続するので、図書館でこういう資料をそろえてほしいとか、そういったところは、講師の派遣とかはこの間伺いましたけれども、資料の提供などの連携というのは余り見えてきていないわけです。

今回この相互乗り入れというのも予算、用地の関係から同じ建物の中で、今までにない上下の複合ということで、こういった機能を活用してということにならざるを得ないという語弊がありますが、現実的な部分もわかります。一方で交流の場、集う場と学ぶ場と情報を得る場が、それぞれに社会教育機関として独立して存在するのではなくて、総合的に市民にサービスが提供される、市民もそれを両方をうまく使っていくという、そういうニーズの芽が既にあるのではないかなと思うわけです。

ですから、今回のこの仲町公民館、図書館が新しく建てかえられてスタートすることによって、この方針の中にある相互乗り入れなどの概念が、ほかの今後、図書館、公民館にも継続的に、何ていうのですか、派生されていくといいなという思いがいたします。とにかく公民館は団体、図書館は個人という概念でくくられることが多くて、その延長線上には図書館は無料貸し本屋、公民館は部屋貸し屋という残念な浅い認識が生まれることもあります。それではやはり協働と参加をうたうこれからの小平市のあり方とか、市民生活の活性化に対して十分な人材の掘り起こしとか、育成とか、市民の学習意欲の育成とかに関して、ちょっともったいない状況ではないかと思しますので、その起爆剤としても、この方針が有効であってほしいというふうに思っております。

それで、形から入って意識が変わるということもありますけれども、やはりこの方針を推進していかれるに当たっては、やはり意識が必要かと思しますので、公民館、図書館の職員の皆さんによく今後の方針を理解していただきたいと思えます。

関連して、先ほどの図書館の事業統計のところ、今回はこれでよろしいのですけれども、今後、貸出主体というふうな受け取られ方をされないように、資料の工夫をお願いします。今の資料ではレファレンスサービスの受付件数が今年度分だけで年次推移がないわけなのです。

情報を求める市民のありようが見えてきていないわけなのです。レファレンスサービスというのは貸出と違って物ではないので、数値化していくところで難しい部分もあるかと思えますけれども、情報を提供する図書館ということからしても、この辺をこれから課題としてぜひ推移がわかる資料もつくっていただくように、お願いしたいと思います。

その中で、図書館全体の意識も少し変えていただけたらというふうに思っております。ほかに、この仲町公民館、図書館に関してございますでしょうか。よろしいですか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては提案どおり了解ということで御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第6号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、及び、議案第7号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程、及び小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定については、関連する議案でございますので、一括して取り扱います。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第6号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、及び議案第7号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程、及び小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

主な改正点といたしましては、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）」等が一部改正されたことに伴い、「小平市立学校出勤簿整理規程」及び「小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程」、「小平市立学校事案決定規程」の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、お願いいたします。

○内野教育部理事

それでは、「小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について」及び「小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程」及び「小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定について」を説明いたします。

「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）」等が、平成22年4月1日に一部改正され、教育職員を除く都費負担職員について「超勤代休時間」及び「半日単位の年次有給休暇」が新設されました。

これに伴い、「小平市立学校出勤簿整理規程」の別表に「超勤代休時間」及び「半日単位の年次有給休暇」の規定を加えるものでございます。

また、東京都において、超勤代休時間制度を導入するに当たり、超勤代休時間の承認権限が校長に委任されました。本市においても、東京都教育委員会の取り扱いと合わせ、所属の職員に係る承認について副校長に委任するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、超勤代休時間制度は教育職員を除く都費負担職員が対象でございまして、月60時間を超える超過勤務を行った場合、申請により、7時間45分または4時間の超勤代休時間を取得することが可能となるものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。御質問ございませんか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

○伊藤委員長

討論を終結し、採決を行います。

議案第6号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第7号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程、及び小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしないと存じます。15時50分まで休憩します。

午後3時37分 休憩